

1. ホールの使用料

入場料 徴収額区分	使用者 区分	曜日 区分	時間帯区分		
			9～12	12～17	※
0～300	児童 その他	平日	9,210	15,350	3,070
		休日	13,770	22,950	4,590
		休日	16,520	27,540	5,500
301～1,000	児童 その他	平日	15,450	25,750	5,150
		休日	20,670	34,450	6,890
		休日	24,800	41,340	8,260
1,001以上	児童 その他	平日	18,390	30,650	6,130
		休日	27,480	45,800	9,160
		休日	32,970	54,960	10,990

※9時前及び17時以降1時間につき

備考

(1)この表において「入場料」とは、使用者がホールの入場者から徴収するその入場の対価をいう。

(2)「児童」とは、児童福祉法第4条に規定する児童をいい、使用目的が児童の健全育成のために使用するときに適用する。

(3)休日とは、「土曜日」「日曜日」及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する「休日」に使用するとき適用する。ただし、児童に関しては秋田県児童会館条例により適用除外とする。

(以下、設備使用料)

2. 冷暖房設備

区分	使用の単位	児童	その他
ホール冷暖房	1時間(未滿線上)	2,000	2,100

3. ピアノ

区分	使用の単位	児童	その他
グランドピアノ	1時間(未滿線上)	1,600	1,700
アップライトピアノ	1時間(未滿線上)	520	580

4. 舞台道具・設備

区分	単位	使用者 区分	時間帯区分		
			9～12	12～17	※
金びょうぶ	1式	児童	660	1,100	220
		その他	720	1,200	240
所作台	1式	児童	1,920	3,200	640
		その他	2,100	3,500	700
平台	1式	児童	660	1,100	220
		その他	720	1,200	240
オーケストラピット	1基	児童	2,520	4,200	840
		その他	2,790	4,650	930
舞台せり上げ装置	1基	児童	660	1,100	220
		その他	720	1,200	240
音響反射板	1式	児童	1,230	2,050	410
		その他	1,380	2,300	460
バック幕(大黒幕)	1枚	児童	240	400	80
		その他	270	450	90
暗転幕	1枚	児童	240	400	80
		その他	270	450	90

※9時前及び17時以降1時間につき

5. 音響設備

区分	単位	使用者 区分	時間帯区分		
			9～12	12～17	※
音響装置 (マイク1本付)	1式	児童	1,590	2,650	530
		その他	1,710	2,850	570
テープレコーダー	1台	児童	840	1,400	280
		その他	900	1,500	300
CDプレーヤー	1台	児童	840	1,400	280
		その他	900	1,500	300
MDプレーヤー	1台	児童	840	1,400	280
		その他	900	1,500	300
ワイヤレスマイク	1本	児童	840	1,400	280
		その他	900	1,500	300
マイク	1本	児童	510	850	170
		その他	570	950	190
移動型スピーカー	1台	児童	240	400	80
		その他	270	450	90
跳ね返りスピーカー	1台	児童	240	400	80
		その他	270	450	90

※9時前及び17時以降1時間につき

6. 照明設備

区分	単位	使用者 区分	時間帯区分		
			9～12	12～17	※
第一ボーダーライト	1式	児童	1,020	1,700	340
		その他	1,110	1,850	370
第二ボーダーライト	1式	児童	1,020	1,700	340
		その他	1,110	1,850	370
プロセニウムライト	1式	児童	1,020	1,700	340
		その他	1,110	1,850	370
第一サスペンションライト	1式	児童	1,020	1,700	340
		その他	1,110	1,850	370
第二サスペンションライト	1式	児童	1,020	1,700	340
		その他	1,110	1,850	370
ホリゾンライト	1式	児童	1,590	2,650	530
		その他	1,710	2,850	570
シーリングスポットライト	1式	児童	1,590	2,650	530
		その他	1,710	2,850	570
フロントサイドスポットライト(3F)	1式	児童	840	1,400	280
		その他	900	1,500	300
センターピンスポットライト	1式	児童	660	1,100	220
		その他	720	1,200	240
天井反射板ライト	1式	児童	510	850	170
		その他	570	950	190
トーマンタルライト	1式	児童	300	500	100
		その他	360	600	120
バルコニススポットライト(2F)	1式	児童	510	850	170
		その他	570	950	190
花道フットライト	1式	児童	90	150	30
		その他	120	200	40
花道上部フットライト(1F)	1式	児童	300	500	100
		その他	360	600	120
ローアホリゾンライト	1式	児童	510	850	170
		その他	540	900	180
フットライト	1式	児童	300	500	100
		その他	360	600	120
平凸8インチスポットライト(移動式)	1式	児童	600	1,000	200
		その他	690	1,150	230
フレネル8インチスポットライト(移動式)	1式	児童	720	1,200	240
		その他	840	1,400	280
平凸6インチスポットライト(移動式)	1式	児童	150	250	50
		その他	180	300	60
フレネル6インチスポットライト(移動式)	1式	児童	150	250	50
		その他	180	300	60
フットスポットライト(移動式)	1式	児童	150	250	50
		その他	180	300	60
ディスクマシン	1式	児童	420	700	140
		その他	450	750	150
スパイルマシン	1式	児童	420	700	140
		その他	450	750	150
フィルムマシン	1式	児童	420	700	140
		その他	450	750	150

※9時前及び17時以降1時間につき

7. 映写設備

区分	単位	使用者 区分	時間帯区分		
			9～12	12～17	※
16mm映写機(スクリーンを含む)	1式	児童	1,920	3,200	640
		その他	2,100	3,500	700
プロジェクター(スクリーンを含む)	1台	児童	300	500	100
		その他	330	550	110

※9時前及び17時以降1時間につき

8. 持込器具に係る電力使用量

区分	使用の単位	児童	その他
持込器具の定格消費電力の合計が1回路につき1kW未滿	1時間 (未滿線上)	30	30
持込器具の定格消費電力の合計が1回路につき1kW以上3kW未滿	1時間 (未滿線上)	100	100
持込器具の定格消費電力の合計が1回路につき3kW以上5kW未滿	1時間 (未滿線上)	160	170
持込器具の定格消費電力の合計が1回路につき5kW以上	1時間 (未滿線上)	330	350